

カードローン規定

私（以下「借主」という。）は、株式会社西日本シティ銀行（以下「銀行」という。）と当座貸越契約を締結するについて、次の各条項を承諾します。

第1条（保証会社の選択）

借主は、銀行が決定した保証会社の保証に基づき借入するものとします。

第2条（契約の成立、取引口座の開設等）

1. 本契約は借主から西日本シティ銀行カードローン申込書の提出を受け、銀行が承諾したときに成立します。銀行は、本契約が成立した場合「カードローン口座開設のお知らせ」（以下「契約内容確認書」という。）を借主に送付します。ただし、借主がこの取引を開始するためには、銀行所定の手続が必要となります。
2. 第1項の契約内容確認書について、銀行は書面の送付に代えて電磁的方法により提供(以下「電子交付」という。)できるものとします。
3. 借主は本契約に基づくカードローン取引（以下「取引」という。）を行うにあたって、この取引専用のカードローン口座（以下「取引口座」という。）を開設するものとします。
4. 第3項の取引口座のほかに、その返済口座として借主名義の普通預金口座（以下「返済用口座」という。）を指定します。

第3条（取引の方法）

1. ローン専用カードを発行するカードローン（自動充当なし）の場合
 - ① この取引は当座貸越とし、小切手、手形の振出あるいは引受けは行わないものとします。
 - ② この取引は、銀行からローン専用カード（以下「カード」という。）が交付されるものとします。この取引は、カードまたは銀行所定の請求書を使用して行うものとします。カードを使用して取引を行う場合、現金自動支払機または預入支払機（以下「自動支払機」という。）の取扱については、別に定める「キャッシュカード規定」、「オールインワンカード規定」によるものとします。なお、銀行所定の請求書による場合、返済用預金口座通帳、届出印影を店頭に提示してこの取引を行うものとします。
 - ③ ②の取引の他、「インターネットバンキング」を利用して取引を行えるものとします。これらの取扱については、別に定めるご利用規定によるものとします。
2. ローン専用カードを発行するカードローン（自動充当あり）の場合
 - ① この取引は当座貸越とし、小切手、手形の振出あるいは引受けは行わないものとします。
 - ② この取引は、銀行からローン専用カード（以下「カード」という。）が交付されるものとします。この取引はカードまたは銀行所定の請求書を使用して行う方法、各種料金等の自動支払の請求により返済用預金口座の残高が不足する場合に返済用預金口座に不足金額を自動充当する方法により利用するものとします。カードを使用して取引を行う場合、自動支払機の取扱については、別に定める「キャッシュカード規定」、「オールインワンカード規定」によるものとします。返済用預金口座に不足金額を自動充当する方法で当座貸越を利用する場合、「インターネットバンキング」の取扱については、別に定めるご利用規定によるものとします。なお、銀行所定の請求書による場合、返済用預金口座通帳、届出印影を店頭に提示してこの取引を行うものとします。
 - ③ 各種料金等の自動支払の請求により返済用預金口座の残高が不足する場合に返済用預金口座に不足金額を自動充当する方法で当座貸越を利用する場合、カードの提示または支払請求書の提出は不要とし、銀行は不足金額を自動的に融資のうえ、返済用預金口座に入金するものとします。ただし、返済用預金口座の資金不足が、第9条の返済を含む銀行からの借入金の約定返済による場合、自動融資の対象とはなりません。なおこの取引以外にその他の当座貸越契約がある場合、当座貸越利率の低い方を優先して利用するものとします。
 - ④ ③の自動支払の請求が同日に数件ある場合、その総額がこの取引による当座貸越の極度額を超えるときは、そのいずれを支払うかは銀行が任意に指定できるものとします。
3. ローン専用カードを発行しないカードローンの場合
 - ① この取引は当座貸越とし、小切手、手形の振出あるいは引受けは行わないものとします。
 - ② この取引は、返済用預金口座の残高が不足する場合に返済用預金口座より払戻しする方法、返済用預金口座の通帳またはキャッシュカード（以下「キャッシュカード等」という。）を使用して取引する方法、および銀行所定の請求書を使用して行う方法により利用するものとします。なお、キャッシュカード等を使用して取引する方法で当座貸越を利用する場合、自動支払機による取扱とし、別に定める「キャッシュカード規定」、および「オールインワンカード規定」によるものとします。また、「インターネットバ

ンキング」の取扱については、別に定めるご利用規定によるものとします。銀行所定の請求書による場合、返済用預金口座通帳、届出印影を店頭に提示して行うものとします。

- ③ 返済用預金口座より払戻しする方法で当座貸越を利用する場合、銀行は不足金額を自動的に融資のうえ、返済用預金口座に入金するものとします。ただし、返済用預金口座の資金不足が、第9条の返済を含む銀行からの借入金の約定返済による場合、自動融資の対象とはなりません。なおこの取引以外にその他の当座貸越契約がある場合、当座貸越利率の低い方を優先して利用するものとします。
 - ④ 返済用預金口座に係る各種料金等の自動支払の請求の場合についても③と同様とし、カードの提示または支払請求書の提出は不要とします。
 - ⑤ ④の自動支払の請求が同日に数件ある場合、その総額がこの取引による当座貸越の極度額を超えるときは、そのいずれを支払うかは銀行が任意に指定できるものとします。
4. この取引は、銀行本支店のうち、いずれか1ヵ店で1口座のみ開設することができます。
(教育カードローンを除く)

第4条（貸越極度額）

- 1. この取引の貸越極度額は、保証会社の保証に基づいて銀行が定めた金額（決定貸越極度額）とし、銀行は申込貸越極度額を決定貸越極度額に変更できるものとします。
- 2. 銀行は、取引の利用状況等により、貸越極度額を増額または減額することができるものとします。この場合、銀行は、借主に対して変更後の貸越極度額および変更日等必要な事項を通知するものとします。
- 3. 第2項により貸越極度額が減額された場合、銀行から通知があり次第、直ちに貸越極度額を超える金額を支払うものとします。
- 4. 貸越極度額を超えて当座貸越を行った場合にも本規定が適用されるものとし、その場合は銀行から請求があり次第、直ちに貸越極度額を超える額を支払うものとします。

第5条（新規貸越の停止）

- 1. 借主に次の各号のいずれかにあたる事由が生じた場合は、契約期限到来前においても銀行は、書面による通知なしに、いつでも新規貸越を停止できるものとします。
 - ① 第13条第1項または第2項の事由があるとき。（期限の利益喪失事由）
 - ② 第4条により貸越極度額が減額され、かつ新たな貸越極度額を超える貸越残高があるとき。
 - ③ 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたとき。
 - ④ 第20条第1項ないし4項の届け出を怠ったとき。
 - ⑤ 保証会社より新規貸越停止または貸越極度額の制限の申出を受けたとき。
 - ⑥ 銀行または保証会社が借主について債権保全を必要とする相当の事由が生じるおそれがあると認めたとき。
 - ⑦ 金融情勢の変化、その他相当の事由があるとき。
- 2. 当座貸越の新規利用が停止されている間も、返済は第9条（約定返済等）、第10条（約定返済金の自動支払）の定めにより行うものとします。ただし、期限の利益を喪失した債権については一括で返済するものとします。

第6条（契約期間）

- 1. この契約の期間は、この契約を開始した月から1年後の応当月の末日までとします。ただし、借主の信用状況に関する銀行の審査により銀行及び保証会社が認めた場合、さらに1年間の期間を更新し、以後も同様とします。ただし商品が教育カードローンの場合、申込書に記載の卒業予定年月の翌月以降新たな借入れはできないものとし、満75歳を超えて契約期間の延長は行わないものとします。
- 2. 第1項に関わらず、この契約については、原則として以下の最終貸越年齢以降借入を行わないものとし、以下の最終契約期限を超えて契約期間の延長は行わないものとします。ただし銀行及び保証会社が認めた場合はこの限りではないものとします。（教育カードローンを除く）

商品	キャッシュエース・クイック 30 アプリカードローン ランクアップカードローン オールインワンカード「プラスワン」 ATM カードローンプラス	VCLASS（一般） 平成 29 年 1 月 15 日 迄契約分	VCLASS（一般） 平成 29 年 1 月 16 日 以降契約分	VCLASS（特定）	左記以外
最終貸越年齢	70 歳	60 歳	65 歳	65 歳	62 歳
最終契約期限	70 歳	75 歳	75 歳	75 歳	65 歳

- この契約が新規貸越停止状態となった場合は、銀行はいつでもこの契約を解約できるものとします。
- 契約後 1 年以上、一度も貸越が発生しなかった場合は、銀行はいつでもこの契約を解約できるものとします。この場合、銀行は借主に対し書面にて通知するものとします。
- 期限到来前にこの契約を解約する場合、または前 2 項により銀行がこの契約を解約し貸越元利金がある場合には、貸越元金および利息（損害金を含む。）の全額を即時に返済するものとします。

第 7 条（貸越金利息、保証料、損害金）

- この取引の貸越利率は、銀行所定の貸越利率とします。保証会社所定の保証料は貸越金利息に含めるものとし、銀行を通じて保証会社に支払うものとします。貸越金利息の支払いを遅延した場合には、当該保証料は銀行が代わって保証会社に支払うものとします。
- 銀行は、銀行所定の基準により、一般に適用される貸越利率を借主に対して優遇し変更することができるものとします。また、借主に対して貸越利率を優遇した場合には、銀行は借主に通知することなくいつでもその優遇を中止または優遇幅を変更することができるものとします。
- 第 4 条により貸越極度額が減額もしくは増額された場合には、減額もしくは増額時の融資残元金の貸越利率および減額もしくは増額後の新たな貸越についての貸越利率が引上げ、もしくは引下げられることがあることをあらかじめ承諾します。この場合、新たな利率について借主に通知するものとします。
- 固定金利型の貸越利率は、変更しないものとします。但し、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行において一般に行われる程度のものに変更することができるものとします。変更にあたってあらかじめ銀行の本支店に掲示するものとします。
- 変動金利型の貸越利率は、当行短期プライムレートの変動に合わせて変動するものとし、当行短期プライムレートの変更があった場合は、その変動幅と同一幅で自動的に利率を引上げ又は引下げられることに同意します。また、金融情勢の変化その他相当の事由等により短期プライムレートが廃止された場合には利率を一般に行われる程度のものに変更されることに同意します。新利率の適用は、短期プライムレートの変更日を起算日として 2 週間後の応答日以降最初に到来する利息支払日からとします。ただし、当座貸越を未利用の場合は、短期プライムレートの変更日を起算日として 2 週間後の応答日以降最初に当座貸越を利用する日から新利率が適用されます。
- 貸越金利息（保証料を含む。）は、付利単位 100 円とし、毎月の約定返済日（毎月 10 日とする。ただし、銀行の休日の場合は翌営業日。）（以下「約定日」という。）前日までの貸越金利息を銀行所定の方法により返済用預金口座から引き落すものとします。
- 貸越元利金の返済を遅延した場合の損害金の利率は、元金に対して年 14%（年 365 日の日割計算）とします。ただし、貸越利率が年 14%を越える場合は貸越利率（年 365 日の日割計算）をもって適用利率とします。

第 8 条（費用の支払）

次の各項に掲げる費用は、借主が負担するものとし、約定日にかかわらずまた普通預金・総合口座通帳および同払戻請求書によらず、返済用預金口座から引き落としのうえ、支払にあてることに同意します。

- 印紙代。
- 公正証書作成に要した費用。
- 催告書等支払督促に要した費用。
- 送達費用等法的措置に要した費用。
- その他借主または保証人に対する権利の行使または保全に関する費用。

第 9 条（約定返済等）

- 約定日に、約定返済金を返済するものとします。約定返済金は約定日前日の当座貸越残高に応じて下記の通りとします。ただし商品が VCLASS の場合、第 6 条第 2 項に定める最終貸越年齢（満 60 歳または満 65 歳）の誕生月の翌月以降は、約定日前日の当座貸越残高にかかわらず、新たなお借入れの停止時点（上記最終貸越年齢の誕生月の翌月第 1 営業日）の当座貸越残高に応じた約定返済額が継続するものとします。

約定日前日の当座貸越残高		約定返済金	約定日前日の当座貸越残高		約定返済金
20 万円以下		5 千円	400 万円超	500 万円以下	7 万円
20 万円超	50 万円以下	1 万円	500 万円超	600 万円以下	8 万円
50 万円超	150 万円以下	2 万円	600 万円超	700 万円以下	9 万円
150 万円超	200 万円以下	3 万円	700 万円超	800 万円以下	10 万円
200 万円超	300 万円以下	4 万円	800 万円超	900 万円以下	11 万円
300 万円超	400 万円以下	6 万円	900 万円超	1000 万円以下	12 万円

- 2. 第 1 項にかかわらず、当座貸越残高と貸越金利息の合計額が約定返済金に満たない場合はその合計額で返済するものとします。
- 3. 任意返済等により約定返済金よりも貸越金利息が多い場合は第 1 項の約定返済金を超えて貸越金利息を返済するものとします。
- 4. 約定返済金の返済が遅延した場合は、約定返済元金に第 7 条第 7 項で算出した損害金を加算した金額を返済するものとします。
- 5. 約定返済金の返済が遅延している場合は、新たな貸越はできないものとします。

第 10 条（約定返済金の自動支払）

借主は、第 9 条に基づく約定返済の約定日までに毎月の約定返済金相当額を返済用預金口座に入金するものとします。銀行は、各約定日に普通預金・総合口座通帳及び同払出請求書によらず、返済用預金口座から引き落としのうえ、毎回の返済にあてるものとします。

第 11 条（任意返済）

- 1. 第 9 条による約定返済のほか、借主は随時に任意の金額を返済できるものとします。
- 2. 第 1 項の任意返済は、第 10 条の自動支払によらず、カード、返済用預金口座通帳、自動支払機等を用いて取引口座に直接入金することにより行うものとします。
- 3. 第 1 項にかかわらず、任意返済後に当座貸越残高または貸越金利息がある場合には、引続き第 9 条による約定返済を行うものとします。

第 12 条（反社会的勢力の排除）

- 1. 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2. 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- 3. 手形の割引を受けた場合、借主が暴力団員等もしくは第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは第 2 項各号のいずれかに該当する行為をし、または第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、全部の手形について、貴行の請求によって手形面記載の金額の買戻債務を負い、直ちに弁済します。この債務を履行するまでは、貴行は手形所持人としていっさいの権利を行使することができます。

4. 前項または第 13 条第 2 項第 4 号の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、貴行になんらの請求をしません。また、貴行に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。
5. 第 3 項の規定により、債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。
6. 上記第 1 項から第 5 項までの条項は、借主がすでに貴行と取り交わしている融資契約にも同様に適用されるものとします。

第 13 条（期限前の全額返済義務）

1. 次の各号の事由が一つでも生じたことを銀行が知った場合は、銀行からの通知、催告がなくともこの契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - ① 返済を遅延し、翌月の返済日までに元利金（損害金を含む）を返済しなかったとき。
 - ② 住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって銀行に借主の所在が不明になったとき。
 - ③ 仮差押、仮処分、差押または競売の申立を受けたとき、支払の停止、破産、民事再生の申立、または調停（特定調停を含む。）の申立をおこなったときまたは清算にはいったとき。
 - ④ 借主が公租公課を滞納して督促を受けた時、または保全差押を受けたとき。
 - ⑤ 借主が手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
 - ⑥ 保証会社から保証の中止、または解約の申出があったとき。
2. 次の各号の事由が一つでも生じた場合は、銀行からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - ① 銀行に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。
 - ② 銀行との取引約定の一つでも違反したとき。
 - ③ 申込書記載事項において事実と反する申告が判明したとき。
 - ④ この契約が住宅ローン契約予定者専用商品に該当し、他の金融機関等で住宅ローンを契約する場合等、銀行との住宅ローン契約が成立しなかったとき。
 - ⑤ 暴力団員等もしくは第 12 条第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第 2 項各号のいずれかに該当する行為をなし、または同条第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
 - ⑥ 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含む。）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。

第 14 条（解約等）

1. この取引を解約する場合には、カード（ローン専用カードを発行するカードローンの場合。）、返済用預金口座通帳および届出印章を持参のうえ、取引店に申し出るものとします。
2. ローン専用カードを発行するカードローンの場合、この取引が期間満了などによって終了したときは、カードを速やかに銀行に返還するものとします。

第 15 条（銀行からの相殺）

1. 銀行は、この契約による債務のうち各返済日が到来したもの、または第 13 条によって返済しなければならないこの契約による債務金額と借主の銀行に対する預金その他債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。
2. 第 1 項の相殺ができる場合には、銀行は事前の通知および所定の手続を省略し（ただし、第 1 項の書面による通知は省略しないこととする。）、借主にかわり諸預け金の払出を受け、この債務の返済に充当することができるものとします。
3. 前 2 項によって相殺する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により 1 年を 365 日とし、日割りで計算します。

第 16 条（借主からの相殺）

1. 借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを、この契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。
2. 第 1 項によって相殺する場合には、相殺計算を実行する日の 7 営業日前までに銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書・通帳は届出印を押印して直ちに銀行に提出するものとします。

- 第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率については預金規定等の定めによります。

第17条（債務の返済にあてる順序）

- 銀行から相殺をする場合に、この契約による債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
- 借主から返済または相殺をする場合に、この契約による債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、この約定書に定める場合を除き、借主はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
- 借主の債務において一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、第2項の借主の指定により、債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
- 第2項のなお書、または第3項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第18条（印鑑照合）

この取引において請求書・諸届その他の書類に使用された印影（または署名・暗証。）を届出の印鑑（または署名・暗証。）と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱ったときは、それらの書類の印影（または署名・暗証。）について偽造、変造、盗用等の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第19条（届出事項の変更・通帳の再発行等）

- カード・返済用預金口座通帳や届出印を失ったとき、または印鑑・氏名・住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取扱店に届け出るものとします。この届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。
- 第1項の届出を怠ったために、銀行からなされた通知または送付された書類などが延着し、または到着しなかった場合は、通常到達すべき時に到達したものとします。また、届出を怠ったために借主に生じた損害について、銀行は責任を負わないものとします。
- カード・返済用預金口座通帳または届出印を失った場合のこの取引の解約または通帳等の再発行は、銀行所定の手続きをした後に行います。

第20条（成年後見人等の届出）

- 家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合、直ちに成年後見人等の氏名、その他必要な事項を書面によって届出るものとします。
- 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合、直ちに任意後見監督人の氏名、その他必要な事項を書面によって届出るものとします。
- すでに、補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に届出るものとします。
- 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出るものとします。
- 前4項の届出の前に生じた損害、および届出を怠ったために借主に生じた損害については、銀行に一切負担をかけないものとします。
- 本条第1項、第2項、第3項の後見人等の法定代理人は行為能力者であることを確約します。

第21条（代わり証書等の差入れ）

事変・災害・輸送途中のやむをえない事故等銀行の責めに帰すことができない事情によって約定書その他書類が紛失・滅失または損傷した場合には、借主は、銀行の請求によって遅滞なく代り証書等を差し入れるものとします。

第22条（管轄裁判所についての合意）

この契約から生じる権利義務に関して訴訟の必要性が生じた場合には、借主は銀行本店又は支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第 23 条（約定の変更）

- この規定は、民法に定める定型約款に該当し、この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、民法が定める定型約款の変更の規定に基づいて変更されます。
- 前項によるこの規定の変更（ただし、第 7 条第 4 項、5 項により利率が変更された場合を除く。）は、変更後の約款の内容を、銀行がインターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める効力発生日から適用されるものとします。

第 24 条（報告および調査）

- 借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求した場合には、担保の状況ならびに借主および連帯保証人の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
- 借主は、担保の状況、または借主もしくは保証人の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれがあるときは、銀行に報告するものとします。

第 25 条（第三者弁済）

借主は、第三者による弁済申出があった場合に、銀行が借主の意思に反しないものとして取扱うことに同意します。

第 26 条（銀行取引約定書の適用）

借主が、別に銀行取引約定書を銀行に差し入れている場合、または将来差し入れる場合には、この証書に定めのない事項についてはその各条項を適用できるものとします。

【お知らせ】

第 13 条により、借主にこの債務全額の返済義務が生じた場合には、銀行はこの債務の保証会社に対してこの債権全額の返済を請求することになります。保証会社が借主に代わってこの債務金額を銀行に返済した場合は、借主は保証会社はこの債務全額を返済することになります。

以上

第 1.4 版（2024 年 10 月）

変更履歴

効力発生日	版数	区分	変更前	変更後												
2020 年 9 月 15 日	第 1.1 版	改定	第 6 条（契約期間）第 2 項	第 6 条（契約期間）第 2 項												
			<table><tr><td>商品</td><td>キャッシュエース・クイック 30 アプ[®]リカード[®]ローン</td></tr><tr><td>最終貸越年齢</td><td>70 歳</td></tr><tr><td>最終契約期限</td><td>70 歳</td></tr></table>	商品	キャッシュエース・クイック 30 アプ [®] リカード [®] ローン	最終貸越年齢	70 歳	最終契約期限	70 歳	<table><tr><td>商品</td><td>キャッシュエース・クイック 30 アプ[®]リカード[®]ローン <u>ランクアップ[®]カード[®]ローン</u></td></tr><tr><td>最終貸越年齢</td><td>70 歳</td></tr><tr><td>最終契約期限</td><td>70 歳</td></tr></table>	商品	キャッシュエース・クイック 30 アプ [®] リカード [®] ローン <u>ランクアップ[®]カード[®]ローン</u>	最終貸越年齢	70 歳	最終契約期限	70 歳
			商品	キャッシュエース・クイック 30 アプ [®] リカード [®] ローン												
			最終貸越年齢	70 歳												
最終契約期限	70 歳															
商品	キャッシュエース・クイック 30 アプ [®] リカード [®] ローン <u>ランクアップ[®]カード[®]ローン</u>															
最終貸越年齢	70 歳															
最終契約期限	70 歳															
2021 年 3 月 22 日	第 1.2 版	改定	第 6 条（契約期間）第 2 項	第 6 条（契約期間）第 2 項												
			<table><tr><td>商品</td><td>キャッシュエース・クイック 30 アプ[®]リカード[®]ローン ランクアップ[®]カード[®]ローン</td></tr><tr><td>最終貸越年齢</td><td>70 歳</td></tr><tr><td>最終契約期限</td><td>70 歳</td></tr></table>	商品	キャッシュエース・クイック 30 アプ [®] リカード [®] ローン ランクアップ [®] カード [®] ローン	最終貸越年齢	70 歳	最終契約期限	70 歳	<table><tr><td>商品</td><td>キャッシュエース・クイック 30 アプ[®]リカード[®]ローン ランクアップ[®]カード[®]ローン <u>オールインワンカード[®]「プ[®]ラスワン」</u></td></tr><tr><td>最終貸越年齢</td><td>70 歳</td></tr><tr><td>最終契約期限</td><td>70 歳</td></tr></table>	商品	キャッシュエース・クイック 30 アプ [®] リカード [®] ローン ランクアップ [®] カード [®] ローン <u>オールインワンカード[®]「プ[®]ラスワン」</u>	最終貸越年齢	70 歳	最終契約期限	70 歳
			商品	キャッシュエース・クイック 30 アプ [®] リカード [®] ローン ランクアップ [®] カード [®] ローン												
			最終貸越年齢	70 歳												
最終契約期限	70 歳															
商品	キャッシュエース・クイック 30 アプ [®] リカード [®] ローン ランクアップ [®] カード [®] ローン <u>オールインワンカード[®]「プ[®]ラスワン」</u>															
最終貸越年齢	70 歳															
最終契約期限	70 歳															
2021 年 3 月 22 日 (※)	第 1.2 版	一部 削除	第 3 条（取引の方法）第 1 項	第 3 条（取引の方法）第 1 項												
			② この取引は、銀行からローン専用カード（以下「カード」という。）が交付されるものとします。 この取引は、<u>電話での申出による方法</u>、<u>カードまたは銀行所定の請求書</u>を使用して行うものとします。 カードを使用して取引を行う場合、現金自動支払機または預入支払機（以下「自動支払機」という。）の取扱については、別に定める「キャッシュカード規定」、「オールインワンカード規定」によるものとします。 <u>電話での申出による方法の場合は、銀行が認めた場合のみの取扱とし、返済用預金口座の暗証番号を提示するものとします。</u> なお、銀行所定の請求書による場合、返済用預金口座通帳、届出印影を店頭に提示してこの取引を行うものとします。 ③ ②の取引の他、「<u>テレフォンバンキング</u>」、「<u>インターネットバンキング</u>」、および「<u>モバイルバンキング</u>」を利用して取引を行えるものとします。 これらの取扱については、別に定める<u>各々のご利用規定</u>によるものとします。	② この取引は、銀行からローン専用カード（以下「カード」という。）が交付されるものとします。 この取引は、カードまたは銀行所定の請求書を使用して行うものとします。 カードを使用して取引を行う場合、現金自動支払機または預入支払機（以下「自動支払機」という。）の取扱については、別に定める「キャッシュカード規定」、「オールインワンカード規定」によるものとします。 なお、銀行所定の請求書による場合、返済用預金口座通帳、届出印影を店頭に提示してこの取引を行うものとします。 ③ ②の取引の他、「インターネットバンキング」を利用して取引を行えるものとします。 これらの取扱については、別に定めるご利用規定によるものとします。												

2021 年 3 月 22 日 (※)	第 1.2 版	一部 削除	第 3 条（取引の方法）第 2 項 ② この取引は、銀行からローン専用カード（以下「カード」という。）が交付されるものとします。 この取引はカードまたは銀行所定の請求書を使用して行う方法、各種料金等の自動支払の請求により返済用預金口座の残高が不足する場合に返済用預金口座に不足金額を自動充当する方法、<u>電話での申出による方法</u>により利用するものとします。 カードを使用して取引を行う場合、自動支払機の取扱については、別に定める「キャッシュカード規定」、「オールインワンカード規定」によるものとします。 返済用預金口座に不足金額を自動充当する方法で当座貸越を利用する場合、「<u>テレフォンバンキング</u>」、「<u>インターネットバンキング</u>」、および「<u>モバイルバンキング</u>」の取扱については、別に定める<u>各々</u>のご利用規定によるものとします。 <u>電話での申出による方法の場合は、銀行が認めた場合のみの取扱とし、返済用預金口座の暗証番号を提示するものとします。</u> なお、銀行所定の請求書による場合、返済用預金口座通帳、届出印影を店頭に提示してこの取引を行うものとします。	第 3 条（取引の方法）第 2 項 ② この取引は、銀行からローン専用カード（以下「カード」という。）が交付されるものとします。 この取引はカードまたは銀行所定の請求書を使用して行う方法、各種料金等の自動支払の請求により返済用預金口座の残高が不足する場合に返済用預金口座に不足金額を自動充当する方法により利用するものとします。 カードを使用して取引を行う場合、自動支払機の取扱については、別に定める「キャッシュカード規定」、「オールインワンカード規定」によるものとします。 返済用預金口座に不足金額を自動充当する方法で当座貸越を利用する場合、「<u>インターネットバンキング</u>」の取扱については、別に定めるご利用規定によるものとします。 なお、銀行所定の請求書による場合、返済用預金口座通帳、届出印影を店頭に提示してこの取引を行うものとします。												
2021 年 3 月 22 日 (※)	第 1.2 版	一部 削除	第 3 条（取引の方法）第 3 項 ② この取引は、返済用預金口座の残高が不足する場合に返済用預金口座より払戻しする方法、<u>電話での申出による方法</u>、返済用預金口座の通帳またはキャッシュカード（以下「キャッシュカード等」という。）を使用して取引する方法、および銀行所定の請求書を使用して行う方法により利用するものとします。 なお、キャッシュカード等を使用して取引する方法で当座貸越を利用する場合、自動支払機による取扱とし、別に定める「キャッシュカード規定」、および「オールインワンカード規定」によるものとします。 また、「<u>テレフォンバンキング</u>」、「<u>インターネットバンキング</u>」、および「<u>モバイルバンキング</u>」の取扱については、別に定める<u>各々</u>のご利用規定によるものとします。 <u>電話での申出による方法の場合は、銀行が認めた場合のみの取扱とし、返済用預金口座の暗証番号を提示するものとします。</u> 銀行所定の請求書による場合、返済用預金口座通帳、届出印影を店頭に提示して行うものとします。	第 3 条（取引の方法）第 3 項 ② この取引は、返済用預金口座の残高が不足する場合に返済用預金口座より払戻しする方法、返済用預金口座の通帳またはキャッシュカード（以下「キャッシュカード等」という。）を使用して取引する方法、および銀行所定の請求書を使用して行う方法により利用するものとします。 なお、キャッシュカード等を使用して取引する方法で当座貸越を利用する場合、自動支払機による取扱とし、別に定める「キャッシュカード規定」、および「オールインワンカード規定」によるものとします。 また、「<u>インターネットバンキング</u>」の取扱については、別に定めるご利用規定によるものとします。 銀行所定の請求書による場合、返済用預金口座通帳、届出印影を店頭に提示して行うものとします。												
(※)「テレフォンバンキング」および「モバイルバンキング」は 2020 年 10 月 4 日をもってサービスを終了いたしました。																
2022 年 11 月 28 日	第 1.3 版	改定	第 6 条（契約期間）第 2 項 <table><tr><td>商品</td><td>キャッシュエース・クイック 30 アプリカードローン ランクアップカードローン オールインワンカード「プラスワン」</td></tr><tr><td>最終貸越年齢</td><td>70 歳</td></tr><tr><td>最終契約期限</td><td>70 歳</td></tr></table>	商品	キャッシュエース・クイック 30 アプリカードローン ランクアップカードローン オールインワンカード「プラスワン」	最終貸越年齢	70 歳	最終契約期限	70 歳	第 6 条（契約期間）第 2 項 <table><tr><td>商品</td><td>キャッシュエース・クイック 30 アプリカードローン ランクアップカードローン オールインワンカード「プラスワン」 <u>ATM カードローンプラス</u></td></tr><tr><td>最終貸越年齢</td><td>70 歳</td></tr><tr><td>最終契約期限</td><td>70 歳</td></tr></table>	商品	キャッシュエース・クイック 30 アプリカードローン ランクアップカードローン オールインワンカード「プラスワン」 <u>ATM カードローンプラス</u>	最終貸越年齢	70 歳	最終契約期限	70 歳
商品	キャッシュエース・クイック 30 アプリカードローン ランクアップカードローン オールインワンカード「プラスワン」															
最終貸越年齢	70 歳															
最終契約期限	70 歳															
商品	キャッシュエース・クイック 30 アプリカードローン ランクアップカードローン オールインワンカード「プラスワン」 <u>ATM カードローンプラス</u>															
最終貸越年齢	70 歳															
最終契約期限	70 歳															

2022 年 11 月 28 日	第 1.3 版	改定	第 13 条（期限前の全額返済義務）第 2 項 2. 次の各号の事由が一つでも生じた場合は、銀行からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。 ① 銀行に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。 ② 銀行との取引約定の一つでも違反したとき。 ③ 申込書記載事項において事実と反する申告が判明したとき。 ④ 暴力団員等もしくは第 12 条第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第 2 項各号のいずれかに該当する行為をなし、または同条第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。 ⑤ 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含む。）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。	第 13 条（期限前の全額返済義務）第 2 項 2. 次の各号の事由が一つでも生じた場合は、銀行からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。 ① 銀行に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。 ② 銀行との取引約定の一つでも違反したとき。 ③ 申込書記載事項において事実と反する申告が判明したとき。 ④ <u>この契約が住宅ローン契約予定者専用商品に該当し、他の金融機関等で住宅ローンを契約する場合等、銀行との住宅ローン契約が成立しなかったとき。</u> ⑤ 暴力団員等もしくは第 12 条第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第 2 項各号のいずれかに該当する行為をなし、または同条第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。 ⑥ 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含む。）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。
2024 年 10 月 1 日	第 1.4 版	改定	第 7 条（貸越金利息、保証料、損害金） 5. 変動金利型の貸越利率は、当行短期プライムレートの変動に合わせて変動するものとし、当行短期プライムレートの変更があった場合は、その変動幅と同一幅で自動的に利率を上げ又は引下げられることに同意します。ただし、金融情勢の変化その他相当の事由等により短期プライムレートが廃止された場合には利率を一般に行われる程度のものに変更されることに同意します。新利率の適用は、短期プライムレートの変更日を起算日として 2 週間後の応答日以降最初に到来する利息支払日からとします。	第 7 条（貸越金利息、保証料、損害金） 5. 変動金利型の貸越利率は、当行短期プライムレートの変動に合わせて変動するものとし、当行短期プライムレートの変更があった場合は、その変動幅と同一幅で自動的に利率を上げ又は引下げられることに同意します。<u>また、金融情勢の変化その他相当の事由等により短期プライムレートが廃止された場合には利率を一般に行われる程度のものに変更されることに同意します。新利率の適用は、短期プライムレートの変更日を起算日として 2 週間後の応答日以降最初に到来する利息支払日からとします。ただし、当座貸越を未利用の場合は、短期プライムレートの変更日を起算日として 2 週間後の応答日以降最初に当座貸越を利用する日から新利率が適用されます。</u>

カードローン保証委託約款

私は、株式会社西日本シティ銀行（以下「銀行」という。）との間の当座貸越契約（以下「ローン契約」という。）について、次の各条項を承認のうえ、私が銀行に対して負担する債務について連帯保証することを、借入申込書記載の保証会社（以下「保証会社」という。）に委託します。

第1条（委託の範囲）

1. 借入申込書記載のローン（以下「ローン」という。）の保証は、保証会社が保証を適当と認め、これに基づいて私が銀行とローン取引を開始したときに成立するものとします。
2. 私が、保証会社に委託する保証の範囲は、保証会社の保証により銀行から借り入れるローンの元金、利息、損害金その他ローン取引に基づき私が銀行に対して負担する債務の全額とします。
3. 前項の保証内容は、私が保証会社および銀行との間に締結する約定書（契約書、差入書を含む。）の各条項によるものとします。

第2条（保証料）

私は、銀行が私の支払った利息および支払うべき利息の中から保証会社に対して保証料を支払うことに同意します。なお、保証料率は保証会社と銀行との協議により決定されるものとします。

第3条（反社会的勢力の排除）

1. 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

3. 第6条第1項第8号の規定の適用により、私に損害が生じた場合にも、保証会社になんらの請求をしません。また、保証会社に損害が生じたときは、私がその責任を負います。

4. 第6条第1項第8号の規定により、債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。

5. 上記第1項から第4項までの条項は、私がすでに保証会社と取り交わしている保証委託契約にも同様に適用されるものとします。

第4条（代位弁済）

1. 私が、銀行とのローン契約に違反したため保証会社が銀行から保証債務の履行を求められたときは、私に対して通知・催告なしに代位弁済されても異議ありません。また、履行の方法、金額等については保証会社と銀行との約定に基づいて弁済してください。
2. 私は、保証会社が前項の代位弁済によって銀行に代位する権利を行使する場合は、この約款の各条項のほか、私が銀行との間に締結したローン契約の各条項を適用されても異議ありません。

第5条（求償権）

1. 私は、保証会社が第4条の代位弁済をしたときは、保証会社に対して、その代位弁済金および次の各号にて定める方法で算出した延滞損害金ならびに債権保全あるいは実行のために要した費用その他の損害について弁済の責めに任じます。

2. 延滞損害金の算出方法

- ① 保証会社が九州カード株式会社・九州総合信用株式会社・三菱 UFJ ニコス株式会社・楽天カード株式会社・株式会社オリエントコーポレーション・新生フィナンシャル株式会社の場合、代位弁済金額に対する弁済日の翌日から保証会社に対する支払完了までの間の年14.6%の割合で計算する。
- ② 保証会社がアコム株式会社の場合、代位弁済金額に対する弁済日の翌日から保証会社に対する支払完了までの間の年14.5%（365日（うるう年は366日）の日割計算）の割合で計算する。

3. 私は、前2項の債務および費用の弁済については、保証会社に持参または送金の方法によります。

4. 私は、第三者による弁済申出があった場合に、保証会社が私の意思に反しないものとして取扱うことに同意します。

第6条（求償権の事前行使）

1. 私が次の各号の一つでも該当したときは、第4条の代位弁済前といえども保証会社より何ら通知、催告を要せず、私は求償権を行使されても異議ありません。
 - ① 保証会社が保証している債務について弁済期限が到来したときまたは期限の利益を喪失したとき。
 - ② 仮差押、仮処分、差押または競売の申立を受けたとき、支払の停止、破産、民事再生の申立または調停（特定調停を含む。）の申立もしくは債務整理・調整の申立を行ったときまたは清算にはいったとき。
 - ③ 公租公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき。
 - ④ 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
 - ⑤ 保証会社とのこの契約の条項および銀行とのローン契約に違反し、または銀行に対する債務を履行しなかったとき。
 - ⑥ 銀行、保証会社に対する他の債務の一つでも期限の利益を喪失したとき。
 - ⑦ カードローン規定第13条の一つでも該当したとき。
 - ⑧ 暴力団員等もしくは第3条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をなし、または同条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
 - ⑨ 前各号のほか私の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含む。）の返済ができなくなる相当の事由が生じ、保証会社が債権保全のため必要と認めたとき。
2. 私は、保証会社が前項により求償権を行使する場合には、民法461条に基づく抗弁権を主張しません。担保がある場合も同様とします。

第7条（調査および通知義務）

1. 私は、私の氏名、勤務先、住所、名称、商号、居住地等について変更があったとき、およびその他求償権の行使に影響がある事態が発生したときは、直ちに保証会社に書面によって通知し、その指示に従います。後見人等の法定代理人の選任がなされたときは、法定代理人は行為能力者であることを確約します。
2. 私の財産、収入、経営等について保証会社から請求があったときは、直ちに保証会社に対して報告し、その指示に従います。
3. 私は、財産、収入、信用等について保証会社の調査に必要な便益を提供するものとします。
4. 保証会社が私について、その財産、収入、信用等を調査しても異議ありません。
5. 私が第1項の届出を怠ったため、保証会社が私から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとします。また、届出を怠ったために私に生じた損害について、保証会社は責任を負わないものとします。

第8条（充当の指定）

私が、保証会社に対し、この保証による求償債務のほか他の債務を負担しているとき、私の弁済金が債務総額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序方法により充当されても異議ありません。

第9条（公正証書の作成）

私は、保証会社の請求があるときは、いつでも公証人に委託してこの契約による債務の承認および強制執行の認諾のある公正証書の作成に関する一切の手続を行います。

第10条（費用の負担）

私は、保証会社が保証債権の保全のため要した費用ならびに第4条、第5条および第6条によって取得された権利の保全もしくは行使または担保の保全もしくは処分に要した費用を負担します。この費用は訴訟費用および弁護士費用を含みます。

第11条（免責条項）

私は、保証会社が証書等の印影（または署名・暗証。）を私の届け出た印鑑（または署名・暗証。）と相当の注意をもって照合し相違ないと認めて取引されたときは、証書等の印影（または署名・暗証。）について偽造、変造、盗用等の事故があっても、これによって生じた損害は私の負担とし、証書等の記載文言にしたがって責任を負います。

第12条（債権の譲渡）

保証会社は将来、私に対して有する債権を、第三者に譲渡もしくは担保に提供できるものとします。

第13条（管轄裁判所の合意）

この契約について紛争が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず保証会社の本支店ならびに営業所の所在地を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第14条（保証委託約款の変更）

1. この約款は、民法に定める定型約款に該当し、この約款の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、民法が定める定型約款の変更の規定に基づいて変更されます。

2. 前項によるこの約款の変更は、変更後の約款の内容を、銀行または保証会社がインターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める効力発生日から適用されるものとします。

以上

第1.0版（2020年4月）



カードローン ご契約のしおり

本書はお客さまがカードローンをご利用いただく際に、ご注意していただきたい事項等をご案内致しております。

カードローン契約が終了するまで、保管をお願い致します。

ご不明な点につきましては、取扱担当者宛ご確認ください。

第1.1 版

作成日 2025年2月10日



ココロがある。コタエがある。
西日本シティ銀行

カードローンで契約のしおり

カードローンのお取引の流れと ご一読いただきたいポイントについて

1 ご契約内容について

お客さまはカードローン契約書により銀行と当座貸越契約を、保証委託契約書により保証会社と保証委託契約をご契約いただいております。ご利用限度額、金利、保証会社、返済日等のご契約内容につきましては、ご契約時に「カードローン口座開設のお知らせ」をお客さま宛てにお送りします。なお、ご利用の商品が「NCB アプリ カードローン」の場合、「カードローン口座開設のお知らせ」は NCB アプリでご確認ください。（銀行からの発送はございません。）

◆西日本シティ銀行（以下「銀行」といいます）とご契約いただいておりますカードローンの関連規定は以下に詳細を掲載しております。

- ・銀行とのカードローン契約の内容「カードローン規定」
 - ・保証会社との保証委託契約の内容「カードローン保証委託約款」
- ※カードローン関連規定は最新版を当行ホームページに掲載しています。
https://www.ncbank.co.jp/teikei_yakkan

当行のローン
関連規定はこちら



◆万一、お客さまが銀行に対してお借入れのご返済ができなくなった場合等には、保証会社が銀行に対しお客さまのお借入れを支払うとともに、保証会社がお客さまに対してご返済の請求を行います。

2 お借入れのご利用方法について

お客さまの必要な資金ニーズに合わせて、ご契約いただいた極度額（ご利用限度額）の範囲内で、必要な金額をご出金いただけます。

◆ローン専用カードを発行するカードローンの場合はローン専用カードで、ローン専用カードを発行しないカードローンの場合はキャッシュカードで、ATMを利用して「カードローン口座」から直接ご出金いただけます。

◆ローン専用カードを発行しないカードローンの場合は、キャッシュカード・総合口座（普通預金）通帳で ATM を利用して「普通預金口座」からご出金いただけます。

※普通預金口座にお支払相当額のご預金残高がない場合、不足分をカードローン口座から普通預金口座へ自動融資して入金します。

〈ご利用方法 その1〉※カードローン口座から直接お借入れいただけます。



〈ご利用方法 その2〉※普通預金口座から貸越によりお借入れいただけます。



カードローンで契約のしおり

利用可能なATM



全国の銀行ATM



ゆうちょ銀行ATM



ローソンATM



イーネットATM



セブン銀行ATM

全国の銀行ATM、ゆうちょ銀行ATM、コンビニATM（ローソンATM、イーネットATM、セブン銀行ATM等）でご利用が可能。

※左記ATMでは、お引き出しボタン（ゆうちょ銀行ATMの場合は「提携取引」を選択し、「お引き出し」ボタンを押下）からご利用いただけます。カードローン一体型キャッシュカードの場合は、普通預金残高以上の金額をお引き出しされる場合のみカードローンをご利用いただけます。

- ◆公共料金やクレジット等のお支払期日の前日までに、返済用普通預金口座にお支払い相当額のご預金残高がない場合、一旦カードローンからお立替え（自動融資）により、お支払期日当日に公共料金やクレジット等のお引落しをさせていただきます。ただし、公共料金やクレジット等のお支払い相当額またはお引落額に満たなかった金額を、カードローンからお立替え（自動融資）した当日中に返済用普通預金口座にご入金されると、当日カードローンでお立替えしたお借入相当額のご返済へ自動的に充当いたします。この場合、お借入当日のご返済になりますので、お借入利息はつきません。

（ローン専用カードを発行するカードローン〈キャッシュエースプラス等（注1）の商品を除く〉をご利用のお客さまはお立替えの機能はございませんのでご注意ください。）

- ◆ATM等で普通預金口座からカードローンをご利用された（ご利用方法その2）後、同日に返済用普通預金口座へ入金された場合は、当日カードローンご利用額を限度にカードローンのご返済へ自動的に充当されます。この場合、お借入当日のご返済となりますので、お借入利息はつきません。

（ローン専用カードを発行するカードローンをご利用のお客さまは自動返済の機能はございませんのでご注意ください）

※ローン専用カードを発行しないカードローンをご利用のお客さままで普通預金残高を残されたい場合は、カードローン口座からの直接出金（ご利用方法その1）をご利用ください。

〈ご利用方法その2〉で普通預金口座からカードローンをご利用された場合

お取引	10万円ご出金	同日5万円ご入金
普通預金残高	0円	0円
カードローン残高	10万円	5万円
ご説明	ご入金額は、当日のカードローンご利用額を限度にカードローンのご返済に充当されます。	

（注1）ローン専用カードを発行するカードローンで、立替機能・自動返済機能がセットされているタイプの商品（キャッシュエースプラス、キレイのトビラ、ゴーゴーハッピー）

カードローンご契約のしおり

3 毎月のご返済について【残高スライド方式の場合】

◆ご返済日は毎月10日です。（ご返済日が休日の場合翌営業日となります。）

◆毎月のご返済額はご返済日の前日の残高によって決まります。

ご返済日前日のご利用残高	ご返済額
20万円以下	5千円
20万円超 50万円以下	1万円
50万円超 150万円以下	2万円
150万円超 200万円以下	3万円
200万円超 300万円以下	4万円
300万円超 400万円以下	6万円
400万円超 500万円以下	7万円
500万円超 600万円以下	8万円
600万円超 700万円以下	9万円
700万円超 800万円以下	10万円
800万円超 900万円以下	11万円
900万円超 1,000万円以下	12万円

◆初回ご返済日は初回借入後の翌月10日となります。

※1～9日の間に初めてお借入されても、その月の10日ではなく翌月の10日が初回ご返済日となります。

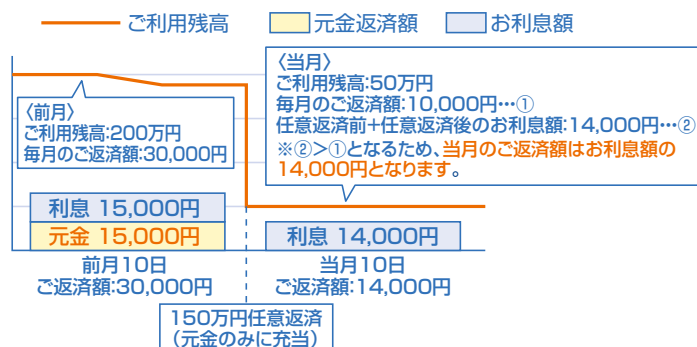
◆ご返済日に引き落としができるよう、前日までに返済用普通預金口座へご入金ください。

◆ご返済日に引き落としができなかった場合、返済金に加えて延滞損害金をいただくことになります。

◆毎月のご返済がお済みでない間、カードローンからの新たなお借入れはご利用いただけません。

◆任意返済等により、約定返済額よりも貸越利息が多い場合は、上記の約定返済額を超えて貸越利息をご返済いただくことになります。（貸越利息のみの返済となり、元金返済は行われません。）

（例）ご利用残高:200万円、当月返済日の直前に150万円任意返済した場合（利息額はイメージ）



◆ご返済が遅れますとお借入金の残高を一括してご返済していただく場合もありますので、ご注意ください。

※期限の利益について

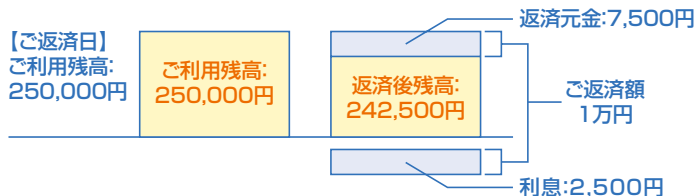
期限が到来しないことによって当事者が受ける利益のことをいい、カードローン契約の場合、お客さまは「契約で定められた期限までは、約定どおり返済していれば、お借入金全額の返済を求められることはない」という利益のことをいいます。

もし、お客さまが、カードローン規定（期限前の全額返済義務）の条項第1項に定められている事項のいずれかに該当した場合には、当然にお客さまはこの「期限の利益」を失い、直ちにこのローン契約による債務全額を返済しなければならなくなります。またカードローン規定（期限前の全額返済義務）の条項第2項に定められている事項のいずれかに該当した場合には、銀行の請求によりお客さまはこの「期限の利益」を失い、直ちにこのカードローン契約による債務全額を返済しなければならなくなります。

カードローンで契約のしおり

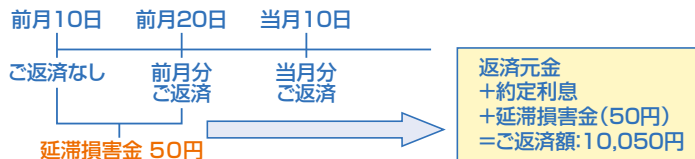
◎利息のご返済方法

(例) ご利用限度額:30万円、毎月のご返済額:1万円の場合



◎ご返済日にご返済いただけなかった場合の取扱い

(例) ご利用限度額:30万円、毎月のご返済額:1万円の場合



約定日にご返済いただけなかった場合、返済元金に対し当該期間の延滞損害金をお支払いいただくことになります。

◆お客さまのカードローンのご利用状況につきましては、「お取引照合表」にてご確認ください。

※毎年1月1日～12月31日にカードローンのご利用があった場合に翌年1月に発送いたします。

※ご利用の商品が「NCB アプリ カードローン」の場合、「お取引照合表」はNCBアプリでご確認ください。(銀行からの発送はございません。) [12](#) に詳細を記載しております。

◆当行ではローンの事務手続きの一部について、サービサーである九州債権回収株式会社に業務委託しています。このため、ご入金遅延に関するお電話や文書での案内に際して九州債権回収株式会社よりご連絡を差上げることがございますのであらかじめご了承ください。

※サービサーとは

サービサーとは、債権の回収(代行)専門業者をいいます。従来は弁護士だけに当該業務が認められていましたが、1999年に施行された「債権回収業に関する特別措置法(通称、サービサー法)」で、認可方式で債権回収のノウハウに長けた民間業者にも認められるようになりました。

残高スライド返済方式 ※毎月のご返済はご返済日前日の残高によって決まります。

カードローン返済回数・利息の目安表(例)

ご利用残高 (万円)	金利 (%)	1ヶ月の利息 の目安(円)	毎月の返済額 (円)	返済回数の目安 (注)	
10	14.95	1,250	5,000	24回	2年0月
20	14.95	2,490	5,000	56回	4年8月
30	14.95	3,740	10,000	70回	5年10月
40	14.95	4,980	10,000	88回	7年4月
50	14.95	6,230	10,000	111回	9年3月
100	14.0	11,670	20,000	152回	12年8月
150	14.0	17,500	20,000	256回	21年4月
200	14.0	23,330	30,000	305回	25年5月

【注】返済回数の目安は、ご利用残高相当額をお借入後、返済のみをおこなった場合の目安です。

余裕資金が生じたときは、[4](#) の任意返済を組み合わせるご返済をお勧めします。

カードローンで契約のしおり

4 任意返済・全額返済について

余裕金が生じた場合など、ご返済の途中でお借入金の全部または一部を任意でご返済することができます。

◆窓口または当行 ATM にてご返済いただけます。ご返済額は 1 円単位での返済となります。当行 ATM による任意返済・全額返済の方法は、[11 当行 ATM による任意返済・全額返済方法について](#)をご参照ください。

※全額返済の利息精算まで行えるのは店内の硬貨対応 ATM です。

(店内 ATM でも対象外の ATM もございます。)

※当行の硬貨非対応 ATM では元金のみ 1,000 円単位でご返済が可能です。

ローソン ATM・イーネット ATM・セブン銀行 ATM 等のコンビニ ATM では、カードローンの任意返済はできません。

◆任意返済をされても、ご利用残高やお利息が残っている場合には、毎月 10 日のご返済が必要となります。

◆お借入金の全部または一部を任意でご返済いただいた場合でも、カードローン契約はそのまま残りますので、再度ご利用いただけます。

◆カードローン契約をご解約される場合は、別途解約届のご提出が必要となりますのでお取引店の窓口までお申し付けください。

※[9](#)に詳細を記載しております。



ご注目!!

5 当行にお届けいただく事項について

キャッシュカード（ローン専用カードをご利用いただいているお客さまはローン専用カード）・返済用普通預金口座通帳やお届け印を紛失されたり盗難にあわれたとき、またはご印鑑、氏名、ご住所、お電話番号など銀行に届出された事項に変更があった場合は、窓口までお届けください。

※ご本人確認資料が必要です。

※その他届出の際の必要書類につきましては、窓口までお問合せください。

※ご住所変更については、窓口のほかに西日本シティ銀行アプリ、NCB ダイレクト（インターネットバンキング）、NCB ナイスコール（IP 電話 050-3172-7007 ※通話料有料）でもお届けいただけます。ただし、当座預金、ご融資（カードローンを除く）、マル優、マル特、財形（年金・住宅）、投資信託をご利用いただいている等の場合はお取り扱いできません。

※転居等によるご住所変更のお届けがなかった場合、銀行からの郵便物が届きません。この場合、カードローンの新たなご利用ができなくなる場合がございますのでご注意ください。

◆ご本人が亡くなられたときは、ご遺族（ご家族）の方がお取引店までご連絡をお願いします。今後の手続きについてご相談させていただきます。

6 お取引の見直しについて

◆お客さまとお取引によりましては、1 年ごとにご契約の見直しをさせていただきご利用限度額の変更、新たなご利用の停止やご契約の解約をさせていただく場合がございます。

カードローンご契約のしおり

7 一定年齢に達した時のお取扱いについて

カードローンのご契約は、1年ごとの自動更新となっておりますが、一定年齢を迎えられますと、新たなご利用ができなくなります。

※ご契約いただいたカードローン商品により、お取扱いが異なりますので、詳しくは窓口までお問合せください。

【満 62 才の誕生日を迎えられる時に新たなご利用ができなくなる商品の場合】

お誕生月の前月にお客さまへご案内を差し上げます。満 62 才になりますとカードローンは新たなご利用ができなくなり、ご返済のみのお取引となります。

【満 65 才の誕生日を迎えられる時に新たなご利用ができなくなる商品の場合】

満 65 才の契約期限をもちまして新たなご利用ができなくなり、ご返済のみのお取引となります。「V CLASS」の商品につきましては、満 65 才のお誕生月の翌月第 1 営業日の残高で返済額が決定し、完済するまで返済額は変わりません。

【満 70 才の誕生日を迎えられる時に新たなご利用ができなくなる商品の場合】

お誕生月の 2 ヶ月前にお客さまへご案内を差し上げます。満 70 才のご契約期限をもちまして新たなご利用ができなくなり、ご返済のみのお取引となります。

8 NCB EZ 教育カードローンのお借入可能期間とその後の返済について

入学決定または在学中の学校の卒業予定年月の月末をもちまして新たなご利用ができなくなり、ご返済のみのお取引となります。その場合、新たなご利用ができなくなる日の借入残高に対応する返済額を継続して返済していくこととなります。(在学期間中と違い、返済額は一定です)

9 ご解約について

カードローン契約をご解約される場合は、窓口でご解約の手続きが必要となります。ご返済用普通預金口座のお届印およびローン専用カードをご利用いただいている場合は、ローン専用カードをご持参ください。ご利用の残高がある場合は、元金および利息を清算させていただきます。

なお、当初書面でご契約いただいたお客さまの契約書類については、解約後 5 年間保管し銀行が責任をもって処分させていただきます。

カードローンで契約のしおり

10 当行 ATM による残高照会の方法について

当行 ATM 操作手順は、以下のような画面で行います。
※機械の種類によっては画面が異なる場合がございます。

画面①

画面①は、ATMのメインメニュー画面です。上部には「いらっしゃいませ」と「ご希望のお取引をお選びください」というメッセージがあります。中央には「出 お引出し」、「入 お預入れ」、「振 お振込み」、「残 残高照会」の4つの大きなボタンがあります。下部には「通帳記入」、「お振替え」、「定期預金取引」、「クレジットキャッシング」、「カードローン」、「ローン申込み」、「通帳繰越」、「変更手続き」などのボタンが並んでいます。この画面では「残 残高照会」ボタンが赤い枠で囲まれています。

ご説明

残高照会を押してください。

画面②

画面②は、カードまたは通帳を挿入する画面です。上部には「カードまたは通帳」というタイトルと「取消」ボタンがあります。中央には「カードをお入れください」「カードをお持ちでなければ通帳を開いてお入れください」という指示があります。下部には「通帳 PASSBOOK」と「カード・明細票 CARD RECEIPT」の2つの挿入口があります。この画面では「カード・明細票 CARD RECEIPT」の挿入口が赤い枠で囲まれています。

ご説明

ローン専用カードを発行しないカードローンをご利用のお客さまは「キャッシュカード」を、ローン専用カードを発行するカードローンをご利用のお客さまは「ローン専用カード」をお入れください。

画面③-1

《ローン専用カードを発行しないカードローンをご利用のお客さま》

画面③-1は、残高照会画面です。上部には「残高照会」というタイトルがあります。中央には「残高」というラベルと「〇〇〇〇〇円」の表示があります。下部には「【カードローン】」というセクションがあり、「ご返済可能額」と「〇〇〇〇〇円」の表示があります。さらに「お引出し」、「お預入れ」、「お振込み」、「ご返済」の4つのボタンがあります。下部には「ご利用控 要」と「ご利用控 不要」の2つのボタンがあります。

ご説明

ご預金残高の下段にカードローンの残高（ご返済可能額）が表示されます。引き続きお取引を行う場合は各種取引キーを押してください。ご利用控でカードローンの貸越残高を確認される場合は、「ご利用控 要」を押してください。

画面③-2

《ローン専用カードを発行するカードローンをご利用のお客さま》

画面③-2は、残高照会画面です。上部には「残高照会」というタイトルがあります。中央には「残高」というラベルと「〇〇〇〇〇円」の表示があります。下部には「お引出し」、「お振込み」の2つのボタンがあります。下部には「ご利用控 要」と「ご利用控 不要」の2つのボタンがあります。

ご説明

カードローンの残高が表示されます。引き続きお取引を行う場合は各種取引キーを押してください。ご利用控でカードローンの貸越残高を確認される場合は、「ご利用控 要」を押してください。任意返済・全額返済の手続きは「1」当行ATMによる任意返済・全額返済方法について」をご参照ください。

画面④-1

《ローン専用カードを発行しないカードローンをご利用のお客さま》

画面④-1は、ご利用明細画面です。上部には「西日本シティキャッシュサービス」と「ご利用明細」というタイトルがあります。中央には「照会」というラベルと「020001240313」の表示があります。下部には「お引出し」、「お振込み」、「お返済」の3つのボタンがあります。下部には「ご利用控 要」と「ご利用控 不要」の2つのボタンがあります。

ご説明

ご利用控にカードローンの貸越残高（ご返済可能残）が表示されますので、ご確認ください。

画面④-2

《ローン専用カードを発行するカードローンをご利用のお客さま》

画面④-2は、ご利用明細画面です。上部には「西日本シティキャッシュサービス」と「ご利用明細」というタイトルがあります。中央には「照会」というラベルと「020001240313」の表示があります。下部には「お引出し」、「お振込み」、「お返済」の3つのボタンがあります。下部には「ご利用控 要」と「ご利用控 不要」の2つのボタンがあります。

ご説明

ご利用控にカードローンの貸越残高（ご返済可能残）が表示されますので、ご確認ください。
(注)カードローンご利用極度額30万円の場合のご利用可能残高

カードローンで契約のしおり

11 当行 ATM による任意返済・全額返済方法について

当行 ATM 操作手順は、以下のような画面で行います。

※機械の種類によっては画面が異なる場合がございます。

※おつりの状態によっては一部手続きができない場合がございます。

画面①

ご説明

カードローン を押してください。

画面②

ご説明

ご返済 を押してください。

画面③

（ローン専用カードを発行しないカードローンをご利用のお客さま）

ご説明

ローン専用カードを発行しないカードローンをご利用のお客さまは「キャッシュカード」を、ローン専用カードを発行するカードローンをご利用のお客さまは「ローン専用カード」をお入れください。

画面④

ご説明

ご融資残高の一部をご返済される場合は「一部返済」を押してください。
ご融資残高とお利息の全額をご返済される場合は「全額返済」を押してください。

画面⑤

ご説明

ご返済していただく金額を入力してください。
その後、金額確認画面→現金入金画面と移りますので、ご返済される金額分をご入金ください。

画面⑥

ご説明

お預り金額、ご返済金額、おつりが表示されます。
間違いがなければ「確認」を押してください。その後、お取引金額・取引後残高の確認画面でお取引内容をお確かめください。

カードローンで契約のしおり

12 西日本シティ銀行アプリによるカードローンのご利用方法について

カードローンのお借入れ・ご返済（一部返済・全額返済）をアプリで完結することができます。また、ご利用状況やお借入可能額の確認も可能です。

※最新バージョンのアプリへアップデートのうえ、カードローン口座の登録が必要です。

カードローン口座の登録



借入



返済



西日本シティ銀行アプリダウンロード（無料）

Android
の方はコチラ



iPhone
の方はコチラ



🔍 西日本シティ銀行アプリ

以上
第 1.1 版 (2025 年 2 月)

個人情報のお取扱いについてご同意いただく条項

●個人情報の利用目的について

銀行は、お客さまの個人情報および本人確認情報について次の利用目的の範囲内で適正に利用いたします。

1. 銀行の業務内容

- (1) 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- (2) 公共債窓販業務、投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- (3) その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

2. 銀行の利用目的

- (1) 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- (2) 犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- (3) 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- (4) 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- (5) 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- (6) 与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- (7) 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- (8) お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- (9) 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- (10) ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- (11) 関連会社や提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- (12) 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- (13) その他、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- (14) 当行の業績把握・決算関連業務・監査業務・人事関連業務・安全管理業務等の内部管理のため
- (15) 当行が設立または加盟する各種団体等の運営や管理のため
- (16) 総合的な金融サービスのご案内・ご提供のため
- (17) 総合的なリスク管理のため
- (18) 法令等に基づき開示、報告を行うため
- (19) その他、銀行が行う業務およびそれに付随する行為に利用するため

※利用目的の（10）による各種ご提案（宣伝物・印刷物の送付等の営業案内）を希望しない場合は、停止を申出ることができます。

＜法令等による利用目的の限定について＞

- ・銀行法施行規則等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ・銀行法施行規則等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

●個人情報の第三者提供についてご同意いただく条項

申込人（契約成立後の契約者を含む。以下同じ。）は、本申込（本契約を含む。以下総称して「当該取引」という。）に係る以下の個人情報（変更後の情報を含む。以下同じ。）を株式会社西日本シティ銀行（以下銀行という。）および下記保証会社（以下、保証会社という。また、銀行と保証会社を一括して「銀行等」という。）が以下の通り取扱うことに同意します。

第1条 個人情報の第三者への提供先について

- (1) 加盟する個人信用情報機関
- (2) 保証会社

第2条 個人情報の個人信用情報機関への提供・登録・利用について

1 【個人情報の利用】

申込人は、銀行等が加盟する個人信用情報機関（以下「加盟先機関」という。）および加盟先機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携先機関」という。）に申込人の個人情報（加盟先機関および提携先機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、加盟先機関および提携先機関によって登録される破産等の官報情報、電話帳記載の情報、日本貸金業協会から登録を依頼された情報を含む。）が登録されている場合には、銀行等が当該取引時および契約継続中において、当該個人情報の提供を受け、与信取引上の判断（銀行は返済能力または転居先の調査、保証会社は返済能力の調査をいう。以下、同じ。）のために利用することに同意します。

但し、返済能力に関する情報について、銀行は銀行法施行規則第13条の6の6等、保証会社は貸金業法の法令等に基づき、返済または支払能力を調査する目的のみに利用します。

2 【取引情報の個人情報情報機関への提供】

申込人は銀行等が、申込人に係る当該取引に基づく個人情報（本人を特定する情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）、申込情報（申込日および申込商品種別等）、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等）、返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞等）、および取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等））を、加盟先機関に提供することに同意します。

3 【取引情報の登録と他会員への提供】

申込人は、加盟先機関が、当該取引情報を下表に定める期間登録し、加盟会員および提携先機関の加盟会員に提供することに同意します。提供を受けた会員は、当該取引情報を与信取引上の判断のために利用します。なお、銀行法施行規則第 13 条の6の6等、貸金業法および割賦販売法の法令等に基づき、返済能力に関する情報については返済または支払能力を調査する目的のみに利用します。また、申込人は、当該個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人情報情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

4 【開示等の手続き】

申込人は、加盟先機関に登録されている個人情報に係る開示請求または当該個人情報に誤りがある場合の訂正・削除等の申立を、加盟先機関が定める手続きおよび方法によって行うことができます。個人情報情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行い、銀行等ではできません。

5 【加盟先機関】

[銀行および保証会社のお問い合わせ窓口および加盟する個人情報情報機関]

銀行・保証会社名	ご連絡先	代表電話	所在地	加盟する個人情報情報機関
株式会社西日本シティ銀行	—	—	—	全国銀行個人情報センター / 株式会社日本信用情報機構
九州カード株式会社	092-452-4520	092-452-4510	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前 4-3-18	株式会社シー・アイ・シー / 株式会社日本信用情報機構
西日本信用保証株式会社	092-852-8652	092-852-8652	〒814-0001 福岡市早良区百道浜 2 丁目 2 番 22 号	全国銀行個人情報センター / 株式会社シー・アイ・シー
九州総合信用株式会社	092-481-0722	092-481-0721	〒812-8541 福岡市博多区博多駅東 1-10-26	全国銀行個人情報センター / 株式会社シー・アイ・シー / 株式会社日本信用情報機構
株式会社オリエントコーポレーション	03-5275-0211	03-5275-0211	〒102-8503 東京都千代田区麹町 5-2-1	株式会社シー・アイ・シー / 株式会社日本信用情報機構
株式会社ジャックス	046-233-1995	046-233-1995	〒243-0489 神奈川県海老名市中央 2-9-50 海老名プライムタワー	株式会社シー・アイ・シー / 株式会社日本信用情報機構
アコム株式会社	0120-036-390	0120-036-390	〒100-8307 東京都千代田区丸の内 2-1-1 明治安田生命ビル 7 階	株式会社日本信用情報機構 / 株式会社シー・アイ・シー
SMBCコンシューマーファイナンス株式会社	0120-510-508	03-6887-1515	〒135-0061 東京都江東区豊洲 2 丁目 2 番 31 号	株式会社シー・アイ・シー / 株式会社日本信用情報機構
楽天カード株式会社	0570-069-109	0570-069-109	〒158-0094 東京都世田谷区玉川 1 丁目 14-1 楽天クリムゾンハウス 21 階	株式会社シー・アイ・シー / 株式会社日本信用情報機構
ライフカード株式会社	045-914-7003	045-914-7003	〒225-0014 神奈川県横浜市青葉区荏田西 1-3-20	株式会社シー・アイ・シー / 株式会社日本信用情報機構
三菱 UFJ ニコス株式会社	0120-254-041	0120-254-041	〒113-8643 東京都文京区本駒込 6-14-23	株式会社シー・アイ・シー / 株式会社日本信用情報機構
全国保証株式会社	03-3270-2560	03-3270-2560	〒100-0004 東京都千代田区大手町 2-1-1 大手町野村ビル 24 階	株式会社シー・アイ・シー / 株式会社日本信用情報機構
株式会社ケイエルエス信用保証	092-432-3550	092-432-3550	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前 3 丁目 4 番 8 号	株式会社シー・アイ・シー / 株式会社日本信用情報機構
新生フィナンシャル株式会社	0120-019-208	03-3525-9000	〒101-8603 東京都千代田区外神田三丁目 12 番 8 号	株式会社シー・アイ・シー / 株式会社日本信用情報機構

[個人信用情報機関の住所・連絡先及び個人情報の登録期間]

① 全国銀行個人信用情報センター（KSC） 主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関

<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/> 〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1 TEL. 03-3214-5020

<登録情報と登録期間>

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状況	契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
銀行および機構が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

②（株）日本信用情報機構（JICC）

主に貸金業、クレジット事業、リース事業、保証事業、金融機関事業等の与信事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関

<https://www.jicc.co.jp/> 〒105-0011 東京都港区芝公園二丁目4番1号 芝パークビル B館 4階 TEL. 0570-055-955

<登録情報と登録期間>

登録情報	登録期間
本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）	契約内容に関する情報等が登録されている期間
契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等）	契約継続中及び契約終了後5年以内
返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等）	契約継続中及び契約終了後5年以内
取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等）	契約継続中及び契約終了後5年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）
申し込みの事実に係る情報（氏名、生年月日、電話番号、運転免許証等の記号番号、並びに申込日及び申込商品種別等）	照会日から6ヶ月以内

③（株）シー・アイ・シー（CIC） 主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関

<https://www.cic.co.jp/> 〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 フリーダイヤル. 0120-810-414

<登録情報と登録期間>

登録情報	登録期間
本人を識別するための情報（氏名、生年月日、性別、郵便番号、住所、電話番号、勤務先名、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）	下記の登録情報のいずれかが登録されている期間
本契約に係る申込みをした事実	保証会社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
契約内容に関する情報（契約日、契約の種類、商品名、支払回数、契約額（極度額）、契約終了予定日、登録会社名等）	契約期間中および契約終了後5年以内
債務の支払を延滞した事実	契約期間中および契約終了後5年以内

※KSC、JICC および CIC は、相互に提携しています。

※各機関の会員資格、会員名簿は各機関のホームページに掲載しています。

第3条 銀行と保証会社の間で提供される個人情報の内容および利用目的

申込人は、本申込みおよび本取引にかかる情報を含む申込人に関する下記情報が、保証会社における本申込の受付、資格確認、保証の審査、保証の決定、保証取引の継続的な管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、市場調査等研究開発、取引上必要な各種郵便物の送付、金融商品やサービスの各種ご提案、その他申込人との取引が適切かつ円滑に履行されるために、銀行より保証会社に提供されることを同意します。

- (1) 氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、借入要領に関する情報等、本申込書ならびに付属書面等本申込みにあたり提出する書面に記載の全ての情報
- (2) 銀行における借入残高、借入期間、金利、弁済額、弁済日等本取引に関する情報
- (3) 銀行における預金残高情報、他の借入金の残高情報・返済状況等、申込人の銀行における取引情報（過去のものを含む）
- (4) 延滞情報を含む本取引の弁済に関する情報
- (5) 銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報

また、本申込みおよび本取引にかかる情報を含む申込人に関する下記情報が、銀行における保証審査結果の確認、保証取引の状況の確認、代位弁済の完了の確認のほか、本取引および他の与信取引等継続的な取引に関する判断およびそれらの管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、市場調査等研究開発、取引上必要な各種郵便物の送付、金融商品やサービスの各種ご提案、その他申込人との取引が適切かつ円滑に履行されるために、保証会社より銀行に提供されることを同意します。

- (1) 氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、借入要領に関する情報等、本申込書ならびに付属書面等本申込みにあたり提出する書面に記載の全ての情報
- (2) 保証会社での保証審査の結果に関する情報
- (3) 保証番号や保証料金額等、保証会社における取引に関する情報
- (4) 保証会社における、保証残高情報、保証にかかる継続的な取引に関する判断およびそれらの管理、他の取引に関する情報等、銀行における取引管理に必要な情報
- (5) 銀行の代位弁済請求に対する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続きに必要な情報
- (6) 代位弁済完了後の返済状況等に関する情報

●個人関連情報の第三者取得についてご同意いただく条項

申込人は、銀行および保証会社が、第三者から個人関連情報を個人データとして取得し、次のとおり取扱うことに同意します。

1. 電話接続状況履歴の取得

銀行および保証会社は、サービス提供会社から電話接続状況履歴（全国の固定電話および携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれています。）の提供を受け、お客さまの個人データとして取得し、銀行および保証会社の与信ならびに与信後の権利の保存、管理、変更および権利行使のために利用します。

●サービスへの債権管理回収業務の委託についてご同意いただく条項

サービスへの債権管理回収業務の委託に伴って、当該業務上必要な範囲内で銀行とサービス間、保証会社とサービス間で相互に私の個人情報が提供または利用されることに同意します。

●銀行および保証会社に対してご同意いただく条項

第1条 保証会社の選定について

申込人は、ローン申込書「保証委託先」に記載された保証会社の選定について、銀行による審査の結果、銀行が任意に行うことに同意します。保証会社による審査の結果、希望の保証が受けられない場合は、他の保証会社（1社に限ります。）に再度保証を依頼することに同意します。（再度保証依頼を行うか否かは銀行の任意とします。また、再度保証を依頼した場合、個人信用情報機関の利用および登録も再度行われることになります。）

第2条 融資が受けられない場合の同意について

申込人は、銀行等の審査の結果融資が受けられない場合が生じて一切異議を述べません。この場合に申込人が借入申込み時に差し入れた申込書、金銭消費貸借契約証書、保証委託申込書（兼契約書）および関係書類は無効とし、かつ返却されないことに異議を述べません。また、本契約が不成立の場合であっても、本契約に係る申込みをした事実に関する個人情報が一定期間利用されることに同意します。

（2025年2月10日）

変更履歴

効力発生日	区分	変更前	変更後																
2022 年 4 月 1 日	改定	—	「個人関連情報の第三者取得についてご同意いただく条項」の追加 ●個人関連情報の第三者取得についてご同意いただく条項 申込人は、銀行および保証会社が、第三者から個人関連情報を個人データとして取得し、次のとおり取扱うことに同意します。 1. 電話接続状況履歴の取得 銀行および保証会社は、サービス提供会社から電話接続状況履歴（全国の固定電話および携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれています。）の提供を受け、お客さまの個人データとして取得し、銀行および保証会社の与信ならびに与信後の権利の保存、管理、変更および権利行使のために利用します。																
2022 年 11 月 4 日	改定	5 【加盟先機関】 [個人信用情報機関の住所・連絡先及び個人情報の登録期間] ①全国銀行個人信用情報センター（KSC） <table><tr><th>登録情報</th><th>登録機関</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>不渡情報</td><td>第 1 回目不渡は不渡発生から 6 ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止日から 5 年を超えない期間</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	登録情報	登録機関	(略)	(略)	不渡情報	第 1 回目不渡は不渡発生から 6 ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止日から 5 年を超えない期間	(略)	(略)	5 【加盟先機関】 [個人信用情報機関の住所・連絡先及び個人情報の登録期間] ①全国銀行個人信用情報センター（KSC） <table><tr><th>登録情報</th><th>登録機関</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(削除)</td><td>(削除)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	登録情報	登録機関	(略)	(略)	(削除)	(削除)	(略)	(略)
登録情報	登録機関																		
(略)	(略)																		
不渡情報	第 1 回目不渡は不渡発生から 6 ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止日から 5 年を超えない期間																		
(略)	(略)																		
登録情報	登録機関																		
(略)	(略)																		
(削除)	(削除)																		
(略)	(略)																		
2025 年 2 月 10 日	改定	●個人情報の第三者提供についてご同意いただく条項 1 【個人情報の利用】 申込人は、銀行等が加盟する個人信用情報機関（以下「加盟先機関」という。）および加盟先機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携先機関」という。）に申込人の個人情報（加盟先機関および提携先機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、加盟先機関および提携先機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報、電話帳記載の情報、日本貸金業協会から登録を依頼された情報を含む。）が登録されている場合には、銀行等が当該取引時および契約継続中において、当該個人情報の提供を受け、与信取引上の判断（銀行は返済能力または転居先の調査、保証会社は返済能力の調査をいう。以下、同じ。）のために利用することに同意します。 (略)	●個人情報の第三者提供についてご同意いただく条項 1 【個人情報の利用】 申込人は、銀行等が加盟する個人信用情報機関（以下「加盟先機関」という。）および加盟先機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携先機関」という。）に申込人の個人情報（加盟先機関および提携先機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、加盟先機関および提携先機関によって登録される破産等の官報情報、電話帳記載の情報、日本貸金業協会から登録を依頼された情報を含む。）が登録されている場合には、銀行等が当該取引時および契約継続中において、当該個人情報の提供を受け、与信取引上の判断（銀行は返済能力または転居先の調査、保証会社は返済能力の調査をいう。以下、同じ。）のために利用することに同意します。 (略)																
2025 年 2 月 10 日	改定	●個人情報の利用目的について 2. 銀行の利用目的 (1) ～ (15) (略) (16) 法令等に基づき開示、報告を行うため	●個人情報の利用目的について 2. 銀行の利用目的 (1) ～ (15) (略) (16) 総合的な金融サービスのご案内・ご提供のため (17) 総合的なリスク管理のため (18) 法令等に基づき開示、報告を行うため (19) その他、銀行が行う業務およびそれに付随する行為に利用するため																
2025 年 2 月 10 日	変更	5 【加盟先機関】 [個人信用情報機関の住所・連絡先及び個人情報の登録期間] ②(株) 日本信用情報機構（JICC） 〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目 10 番 14 号 住友不動産上野ビル 5 号館	5 【加盟先機関】 [個人信用情報機関の住所・連絡先及び個人情報の登録期間] ②(株) 日本信用情報機構（JICC） 〒105-0011 東京都港区芝公園二丁目 4 番 1 号 芝パークビル B 館 4 階																